

第 10 期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、「第 10 期豊見城市高齢者保健福祉計画」策定に係る支援業務を公募型プロポーザル方式（以下、プロポーザル方式という。）により、業務委託の受託者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容等

- (1) 業務名称 第 10 期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 「第 10 期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 選定方法 プロポーザル方式による提案内容、提案価格等の評価基準を基に、総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていない者であること。
- (3) 沖縄県内に本店、支店等の事業所拠点があること。
- (4) 過去 3 年間に国、地方公共団体等が発注する計画策定の受託実績を有する者であること。
- (5) 豊見城市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (7) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 別紙の仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 過去に受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと

4 選定スケジュール

公募開始日	令和 8 年 4 月 16 日（木）
質問締切日	令和 8 年 4 月 23 日（木）
参加申込書の提出締切日	令和 8 年 5 月 7 日（木）
企画提案書等提出締切日	令和 8 年 5 月 14 日（木）
選考会の実施	令和 8 年 5 月 22 日（金） 予定
選考結果発出	令和 8 年 5 月末頃

5 質問受付期間及び回答

本実施要項及び別添仕様書に関する質問等は、質問書（様式2）により、次の方法で受け付ける。

また、質問の回答については、質問応答書により市ホームページにて公開する

- (1) 質問方法 質問書を下記(4)送信先に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにより提出すること。
- (2) 提出期限 質問締切日 令和8年4月23日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 回答方法 提出された質問の回答については、令和8年5月12日（火）までに市ホームページにて公開する。公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行う。なお、電話又は口頭による照会には対応できない。
- (4) 送信先 豊見城市福祉健康部障がい長寿課 E-mail kaigo-g@city.tomigusuku.lg.jp

6 参加申し込み

(1) 参加資料の配布

令和8年4月16日（木）～令和8年5月7日（木）

(2) 提出書類

- ① 提出書類 プロポーザル参加申込書 様式1 1部
- ② 提出期限 令和8年5月7日（木） 午後5時まで（必着）
- ③ 提出方法 直接持参または郵送。郵送の場合は提出期日の午後5時までに必着のこと。
- ④ 提出先 豊見城市福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班 2階

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式 ページ数については制限なし）
- ② 業務工程表（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）
- ④ 会社概要（様式3）
- ⑤ 業務実績（様式4）
- ⑥ 添付資料

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 会社定款（ない場合は規約及び構成員名簿等）

ウ 完納証明書（所在地の市町村）※発行から3ヶ月以内のものに限る。

※ 上記①～③までの書類を一式として7部（1部原本、6部コピー）を提出すること

- (2) 提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 直接持参または郵送。郵送の場合は提出期日の午後5時までに必着のこと。
- (4) 提出先 参加申し込み提出先と同じ
- (5) その他 提案書提出後、内容確認のため連絡することがある。

8 事業者の選定方法及び選定結果の通知

(1) 基本的な考え方

優先交渉権者の選定にあたっては、本市で設置する豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において公正かつ厳正に審査し、最も優れた企画提案を行ったものを優先交渉権者第1位として決定する。

(2) 審査方法

① 事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備などの基本的な事項を確認する。

② 選定委員会でのプレゼンテーション

ア. 実施日時 令和8年5月22日（金）予定 ※時間、場所等は別途通知する。

イ. 出席人数 本業務に直接かかわる予定担当者を含む。3人以内とする。

ウ. 使用機材について

プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。

ただし、プロジェクターとスクリーンは当市にて準備するので、使用する場合は事前に申し出ること。

エ. 留意事項

・プレゼンテーションは、提出期限までに提出された提案書をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

・プレゼンテーションは、説明15分以内・質疑10分以内とする。

③ 選定委員会にて、各選定委員の総合評価点数の最も高い提案者を1位とし、1位を多く獲得した提案者が優先交渉権第1位者とする。

(3) 選定基準の考え方

別紙1 選定基準の考え方のおり

(4) 選定結果の通知

選定結果については、すべての参加事業者宛てに書面で通知する。なお、委員会での審査内容は非公開とし、選定結果に対する異議申し立て等は受け付けられないものとする。

9 その他

- (1) 提案募集に参加する事業者は、この要項を熟読のうえ、これらを遵守すること。また本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか常に善良なる参加者として態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。また、提出された資料については返却しないものとする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、市はその事業者の提案を無効とすることができる。
 - ① 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
 - ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ③ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある、または行為をなした事業者が提案したとき。
 - ④ 指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。
- (4) 一度企画提案書を提出し、後にこれを辞退する場合は、辞退届（任意様式）によりその旨を提出すること。提出にあたっては、次の点に留意すること。

- ① 持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前々日までに提出すること。
- ② 持参の場合は午前9時から午後5時までに、郵送の場合はプレゼンテーション審査前々日の午後5時までに必着のこと。

第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務審査基準

審査項目、選定基準

評価項目	評価基準
業務実施体制及び事業実績	実務の実施体制・担当者の配置状況が適切で、業務が適切に実施できるか
	これまで、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する実績をどの程度有しているか
企画提案内容	仕様書に基づき、その目的、内容等を的確に反映した企画提案内容になっているか
	本市の特性・現状・課題等を把握するための集計・分析手法となっているか
	高齢者保健福祉計画に関連する市の関連計画に対する知識は十分か
	制度の趣旨・国の指針等が反映された企画提案内容になっているか
	企画提案内容に工夫や独創性がみられるか
	企画提案内容に説得力があり、実現性が高いか
	本市の地域性を的確に捉え、反映させた内容となっているか
作業工程スケジュール	作業計画、作業スケジュール等は、適切で具体性があるか
見積価格	価格が企画提案内容に対して適当であるか

様式1

プロポーザル参加申込書

業務の名称 第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務

当社は、第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザルに参加します。

令和 年 月 日

豊見城市長 徳元 次人 殿

(提出者) 住 所
名 称
代 表 者

⑩

(担当者) 氏 名
電話番号
E-Mail

質問書

会 社 名 :

担 当 者 名 :

電子メールアドレス :

第 10 期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要項に基づき、次のとおり質問します。

質問内容（箇条書きで簡潔にお願いします。）

会社概要

会社名（事業者）			
代 表 者	氏 名		
	所在地		
設立年月日			
従業員数		正規社員	人
		非常勤・臨時・アルバイト	人
		その他	人
		計	人
主な業務内容 (会社概要・特記事項)			
主な活動地域			
事業規模 (直近)	令和 年度	予算額	円
	令和 年度	決算額	円 (年 月～ 年 月)
※該当する 項目に○印 をする。 (右側の欄)	(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。		
	(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていない者であること。		
	(3) 沖縄県内に本店、支店等の事業所拠点があること。		
	(4) 過去 3 年間に国、地方公共団体等が発注する計画策定の受託実績を有する者であること。		
	(5) 豊見城市の指名停止措置を受けていないこと。		
	(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。		
	(7) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。		
	(8) 別紙の仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。		
	(9) 過去に受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと		

注)「事業規模」欄はそれぞれ支出ベースで直近事業年度の金額を記入して下さい。

(様式4)

令和 年 月 日

豊見城市長殿

所在地

会社名

代表者氏名

業務実績

第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルに参加申込するにあたり、本事業に類似した業務にかかる実績は以下のとおりです。

業務名	発注機関	業務概要・金額	履行期間
例 ○○計画策定業務	○○市	○○計画の策定を行う。 ○○○円	令和○○年○○月 ～令和○○年○○月

○直近の業務から過去3年の間に受託した業務実績について記載。

※本様式については、必要に応じて行を追加・削除してください。